

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第一部 労働経済と労働者生活

I 労働経済の動向

3 賃金と労働時間

名目賃金

一九八五年の名目賃金の水準は、労働省「毎月勤労統計調査」の現金給与総額によってみれば、調査産業計で月平均三一万七〇九一円、製造業で二九万九五三一円であった。対前年上昇率は調査産業計で三・六%、製造業で四・〇%となった(第15表・第16表)。名目賃金の上昇率は、八四年には調査産業計で四・五%、製造業で四・六%であり、八五年に入って鈍化したことがわかる。

名目賃金上昇率の鈍化の要因としては、春期賃上げ率が前年を上回ったにもかかわらず、所定内給与の伸びが前年に比べてそれほど高まらず、年後半以降の所定外労働時間の増加が停滞したことによる所定外給与が伸びなかったことなどがあげられる。

賃金水準の基礎的要因ともいえる初任給を労働省「賃金構造基本統計調査」によってみると(第17表)、八五年には、男子初任給は中卒が九万六二〇〇円(対前年上昇率一・七%)、高卒が一萬二二〇〇円(三・一%)、短大卒が一二万三六〇〇円(三・〇%)、大卒が一四万円(三・一%)であった。八六年には、男子初任給は中卒が九万九七〇〇円(対前年上昇率三・六%)、高卒が一萬五四〇〇円(二・九%)、短大卒が一二万六五〇〇円(二・三%)、大卒が一四万四五〇〇円(三・二%)となった。

女子の場合には、初任給は八五年に、中卒が九万一七〇〇円(対前年上昇率二・二%)、高卒が一〇万六二〇〇円(三・一%)、短大卒が一萬七〇〇〇円(三・五%)、大卒が一三万三五〇〇円(三・七%)であった。八六年には、中卒が九万三七〇〇円(二・二%)、高卒が一〇万八五〇〇円(二・二%)、短大卒が一二万〇五〇〇円(三・〇%)、大卒が一三万八四〇〇円(三・七%)となった。このように女子大卒の初任給が他を上回って伸びている。

第16表(p.99) 産業別平均月間現金給与支給額

第17表(p.100) 学歴別初任給、男女間格差および学歴間格差

第18表(p.101) 製造業規模別賃金格差

春季賃上げ額と率

八五年および八六年の労働組合の春季賃金闘争の妥結結果を、賃上げ額と賃上げ率についてみると(労働省労政局調べ、加重平均)、八五年の賃上げ額は民間平均で一萬〇八七一円、賃上げ率で五・〇三%であった。八四年の賃上げ率が四・四六%であったから、八五年の賃上げ率は前年を上回る率となった。八六年には賃上げ額は一萬〇一四六円で、賃上げ率は四・五五%となり、賃上げ額、賃上げ率ともに八五年を下回った。

実質賃金

労働省「毎月勤労統計調査」によって、実質賃金の推移を八五年を一〇〇とした実質賃金指数によってみると(第15表)、八五年には前年より調査産業計で一・五%、製造業で二・〇%の増加であった。八四年の増加率とくらべると、前者が二・三%、後者が二・四%であり、八五年に入って実質賃金の伸びが鈍化したことがわかる。消費者物価が二%の伸びにとどまり春季賃上げ率が前年を上回ったにもかかわらず、名目賃金の伸びが前年を下回ったことによって、実質賃金の伸びが鈍化した。

労働生産性と労働分配率

日本生産性本部の統計によって八五年の労働生産性の動向をみると、八〇年を一〇〇とした労働生産性指数は八四年平均の一八・九から八五年平均の一二三・九となった。労働生産性指数は八四年に対前年比一〇・〇%という高い伸びを示したが、八五年には四・二%の伸びと伸び率がゆるやかになった。

労働分配率の動向を大蔵省「法人企業統計季報」によってみると、八五年度の労働分配率は産業計で六五・八%、製造業で六四・八%となり、前年とくらべて産業計で〇・二ポイント、製造業で一・一ポイント上回った。急激な円高による八五年度後半の企業業績の悪化が労働分配率の上昇に結果したものとみられる。

産業別賃金格差

八五年の賃金構造を、まず産業別賃金格差からみると、産業大分類別では(第16表)、製造業を一〇〇として、電気・ガス・水道業が一四二・六(前年一四一・〇)でもっとも賃金が高く、ついで金融保険業一三六・三(同一三七・九)、運輸・通信業一一四・八(同一一六・〇)、鉱業一一四・三(同一二・四)、サービス業一一三・〇(同一二・三)、不動産業一一一・一(同一一三・二)、建設業一〇二・二(同一〇四・〇)、卸・小売業九一・〇(同九二・一)という順になる。

賃金の産業別格差を製造業計を一〇〇として製造業中分類別にみると、もっとも賃金が高いのは出版・印刷(一三一・八)であり、ついで鉄鋼(一三〇・八)、化学(一三〇・一)、輸送用機械(一一五・二)、一般機械(一一二・七)、非鉄金属(一一二・三)などであった。これにたいして、賃金のもっとも低いのは衣服(五四・〇)であり、ついで繊維(七〇・七)、木材・木製品(七六・七)、食料・たばこ(七八・六)、家具(八四・二)などであった。

第19表(p.102) 調査産業計、製造業における都道府県別平均賃金指数

規模別賃金格差

八五年の製造業における企業規模別賃金格差をみると(第18表)、五〇〇人以上規模の賃金を一〇〇とすると、一〇〇~四九九人規模は七七・一(前年七九・五)、三〇~九九人規模は六二・九(同六三・〇)、五~二九人規模は五四・九(同五七・三)となった。前年とくらべて一〇〇~四九九人規模と五~二九人規模の指数が低下している。とくに、後者は前年より二・四ポイントも低下し、前年にいくぶん縮小の気配をみせた格差がふたたび大きく拡大した。

地域別賃金格差

八五年の地域別賃金格差を、東京を一〇〇とした指数でみると(第19表)、調査産業計の場合、東京の一〇〇にたいして、もっとも低いのは青森の五九・五(前年五九・九)である。東京について指数

の高いのは神奈川の八九・九(同八九・〇)で、ついで大阪八九・五(同八九・〇)、京都八六・九(同八六・一)、愛知八五・六(同八五・〇)、兵庫八四・七(同八二・四)などであった。逆に指数の低い地域は青森のほか、山形六〇・四(同六一・〇)、秋田六一・六(同六〇・二)、鹿児島六一・九(同六〇・三)、福島六二・二(同六一・五)、佐賀六二・六(同六二・五)、鳥取六三・〇(同六一・八)、高知六三・〇(同六四・九)、宮崎六三・五(同六三・五)などであった。

製造業の場合、地域間格差はさらに大きくなる。東京の一〇〇にたいして、青森は四三・八にすぎない。そのほか指数の低い地域は秋田四七・四、鹿児島四九・六、鳥取五一・一、山形五一・二、岩手五一・二などであった。

第20表(p.103) 常用労働者の種類別・給与内訳別1人平均1ヵ月現金給与額

第21表(p.103) 常用労働者の性別1ヵ月平均現金給与額

労働者種類別賃金格差

労働者の賃金格差をみると(第20表)、八五年にはまず現金給与総額では、管理・事務・技術労働者を一〇〇とすれば、生産労働者は製造業で六八・八(前年六九・三)となり、ホワイトカラーとブルーカラーとの間の賃金格差は三一・二%の開きがあることがわかる。同じく、管理・事務・技術労働者を一〇〇として、製造業生産労働者のきまって支給する給与と特別に支払われる給与をみると、きまって支給する給与は七三・四(前年七三・九)、特別に支払われる給与は五六・五(同五七・二)であった。

男女別賃金格差

八五年の男女別賃金格差をみると(第21表)、男子を一〇〇とすると、女子の調査産業計は現金給与総額五一・八(前年五一・八)、きまって支給する給与五二・九(同五三・〇)、特別に支払われた給与四八・七(同四八・七)であった。製造業では現金給与総額四二・一(前年四二・八)、きまって支給する給与四三・八(同四四・四)、特別に支払われた給与三七・一(同三八・一)となった。調査産業計よりも製造業で大きい男女別賃金格差がみられる。また、調査産業計、製造業ともに前年との男女別賃金格差の大きな変化はみられない。

年齢別賃金格差

八五年の男子労働者の年齢別賃金格差をみると(第22表)、企業規模計では二〇～二四歳の賃金を一〇〇としてみれば、年齢階層が高くなるほど指数も上昇し四五～四九歳の二〇九を頂点とするカーブが描かれている。前年も四五～四九歳が頂点で二〇八であつたから、カーブの形状に変化はない。これを企業規模別にみると、一〇〇〇人以上規模では五〇～五四歳が頂点で二四五となり、前年の二四一を上回り、また、四五～四九歳でも前年を上回る結果となり、高齢層でのカーブの傾きがいっそう急になる結果となっている。これにたいして、一〇〇～九九九人規模では四五～四九歳の二一〇が頂点となるカーブを描き、四〇代以降の高年齢層で前年を下回る指数となった。このため、高年齢層のカーブの傾きがいくぶんゆるやかになった。一〇～九九九人規模では四〇歳代の一七五が頂点であり、カーブの形状は前年と大きな違いはなかった。このように、大企業、高年齢層ほど賃金が高くなっている。

規模計の女子の年齢別賃金格差をみると、二〇～二四歳の一〇〇にたいして、最高は五五～五九の一二六で、男子が年齢の上昇とともに賃金も急速に増加し最高で二〇九にまで達するのにたいして、女子では年齢の上昇にともなう賃金上昇がきわめて少なく、これが前項でみた男女別賃金

格差の要因の一つともなっている。

第22表(p.104) 企業規模別にみた年齢別賃金格差

労働時間

労働省「毎月勤労統計調査報告」によると、一九八五年の月平均総実労働時間は、調査産業計では一七五・八時間で、前年の一七六・三時間に比べて〇・五時間(対前年比マイナス〇・八%)短縮した(第23表)。これは、所定内労働時間が前年よりも一・一時間減って一六一時間となり、逆に所定外労働時間が〇・六時間増えて一四・八時間となったため、総労働時間の短縮となったものである。

製造業では、総実労働時間は前年の一八〇・五時間から一七九・七時間へと〇・八時間(対前年比マイナス〇・七%)短縮した。製造業でもやはり、所定内労働時間が前年の一六二・四時間から一六一・三時間へと一・一時間減り、所定外労働時間が前年の一八・一時間から一八・四時間へと〇・三時間増加した結果である。

このように、八五年には調査産業計、製造業ともに、所定外労働時間が増加したがそれを上回って所定内労働時間が短縮したため、総労働時間が短縮する結果となった。

製造業における労働時間の動向を企業規模別にみると(第24表・第25表)、八五年の総実労働時間は、五〇〇人以上規模で一七七・三時間で前年より〇・九時間の減少(対前年比マイナス〇・七%)、一〇〇～四九九人規模で一七九・〇時間で前年より〇・二時間の減少(同マイナス〇・五%)、三〇～九九九人規模で一八三・五時間で前年より一・一時間の減少(同マイナス〇・九%)、五～二九人規模で一八二・七時間で前年より一・七時間の減少(同マイナス〇・九%)であった。企業規模が小さくなるほど総実労働時間が長くなるという傾向は例年と変わりがないが、八五年には、すべての企業規模で前年よりも総実労働時間が短縮した。

所定外労働時間についてみると、五〇〇人以上規模は二一・九時間で前年より〇・五時間の増加(対前年比プラス二・二%)、一〇〇～四九九人規模は一七・八時間で前年より〇・二時間の増加(同プラス〇・九%)、三〇～九九九人規模は一四・九時間で前年と同じであった。このように、所定外労働時間は総実労働時間とは逆に、企業規模が小さいほど短くなっている。また、企業規模が大きいほど所定外労働時間が前年より長くなっている。

【参考資料】(1)総務庁統計局『労働力調査』、(2)労働省『職業安定業務統計』、(3)同『雇用保険業務月報』、(4)同『毎月勤労統計調査報告』、(5)同『技能労働者需給状況調査』、(6)同『昭和六一年版労働白書』、(7)同『労働経済動向調査』、(8)同『賃金構造基本統計調査』

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
